

中小企業政策審議会  
第 18 回経営安定部会議事録

中小企業庁経営安定対策室

# 中小企業政策審議会第18回経営安定部会 議事次第

日 時：平成21年2月27日（金）16:30～17:53

場 所：経済産業省別館8階843会議室

## 1. 開 会

## 2. 議 題

- (1) 小規模企業共済の平成21年度付加共済金支給率について
- (2) 小規模企業共済制度検討小委員会の設置について
- (3) 中小企業倒産防止共済制度の検討状況について
- (4) その他

## 3 閉 会

○奈須野室長

それでは、まだ1名の先生がお見えになっておりませんが、定刻になりましたので、ただいまから「中小企業政策審議会第18回経営安定部会」を開催したいと思います。

私は、事務局を務めさせていただきます経営安定対策室長をしております奈須野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は御多忙のところを御出席いただき、大変ありがとうございます。当部会の委員及び臨時委員の総数は17名ですが、本日、13名の委員及び臨時委員の御出席ということで、まだ1名お見えになっておりませんが、御出席の予定と伺っております。あと、代理の先生1名においていただいております。過半数の出席となりますので、本日の部会は成立しています。

なお、前回同様、本審議会の議事録につきましては、資料とともに公開となりますので、御了解いただきますようお願い申し上げます。

議事に入ります前に資料を確認させていただきます。

お手元に、座席表の下に議事次第、委員名簿、配付資料一覧、それと、配付資料1～5までございます。不足等ございましたら、事務局までお申しつけいただければと思います。

それでは、これから先につきましては、足立部会長にお願いしたいと思います。

○足立部会長

足立でございます。

本日は御多忙のところ御出席いただきまして、どうもありがとうございます。

まず、議事に入ります前に、当部会の委員に変更がありますので、御紹介させていただきます。

商工組合中央金庫の理事長でありました江崎格委員が退任され、新たに株式会社商工組合中央金庫の代表取締役社長、関哲夫様が委員に就任されました。関哲夫委員、どうぞ。

○関委員

関でございます。よろしくお願いいたします。

○足立部会長

日本商工会議所の常務理事である篠原徹臨時委員が退任され、新たに同じく日本商工会議所の常務理事である宮城勉様が臨時委員に就任されました。宮城勉委員、どうぞ。

○宮城臨時委員

宮城でございます。

○足立部会長

また、新しい委員に、横浜綜合法律事務所の弁護士である澤田久代様、新しい臨時委員に株式会社日本電気化学工業所の代表取締役社長である倉智春吉様、税理士法人平川会計パートナーズの税理士である平川茂様、株式会社ムラコシ精工の代表取締役社長である村越政雄様が就任されました。

澤田久代委員、どうぞごあいさつください。

○澤田委員

澤田と申します。よろしくお願ひいたします。

○足立部会長

倉智春吉臨時委員、どうぞ。

○倉智臨時委員

倉智でございます。どうぞよろしく。

○足立部会長

平川茂臨時委員、どうぞ。

○平川臨時委員

平川茂です。よろしくお願ひします。

○足立部会長

村越政雄臨時委員、どうぞ。

○村越臨時委員

村越と申します。よろしくどうぞお願ひいたします。

○足立部会長

また、山本和彦臨時委員が都合により御欠席でございますが、代わりに山本臨時委員が座長をしております中小企業倒産防止共済制度研究会の委員である近藤隆司白鷗大学法学部教授に御出席いただいております。後ほど議題3につき御説明していただくことになっております。よろしくお願ひいたします。

近藤隆司委員、どうぞ。

○近藤教授

近藤でございますが、よろしくお願ひします。

○足立部会長

開催に当たりまして、長谷川榮一中小企業庁長官からごあいさつをいただく予定でございましたが、急遽、国会の対応で開始時間に間に合わないとのことですので、後ほど、いらっしゃった際にごあいさつをいただきたいと思います。

本日の議題は3つです。議題1は「小規模企業共済の平成21年度付加共済金支給率について」、議題2は「小規模企業共済制度検討小委員会の設置について」、議題3は「中小企業倒産防止共済制度の検討状況について」です。

それでは、議題1について、事務局から御説明をお願ひいたします。

○奈須野室長

お手元の資料1をごらんいただければと思います。

まず、支給率の審議の前提としまして、小規模企業共済制度の現状につきまして簡単に御説明申し上げたいと思います。

1ページ目をお開けいただければと思います。本共済制度につきましては、小規模事業の個人事業主、あるいは会社の役員が事業を廃止した場合や役員を退職した場合に、生活

の安定、事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備するというような共済制度でして、いわゆる経営者の退職金制度というふうに位置づけてございます。

月々の掛金が1,000円～7万円の範囲内で、予定利率を1%ということで運用しています。これにつきましては、全額所得控除という扱いになっております。

現在の加入者につきましては、124万ということで、運営は中小機構が当たっております。

次のページをお開けいただければと思います。加入・脱退・在籍の状況についての表でございまして。

まず、在籍の状況につきましては、平成6年がピークで、その後、減少傾向にありすけれども、加入件数につきましては、最近につきましては、平成13年をボトムに回復基調です。

次のページをお開けいただければと思います。小規模企業共済制度の予定利率と運用利回りについて簡単に図で示しています。上が予定利回り、運用利回りですけれども、平成15年まで、赤の線ですけれども、予定利率を運用利回りが下回り、いわゆる逆ざやという状況が長いこと続いております。したがって、累積欠損が残念ながら拡大基調にあったため、16年度に予定利率を2.5～1%に下げたこと、あるいはそれ以降の運用環境がよくなったこともあり、若干欠損金が縮小傾向にありましたけれども、19年度のサブプライムショック以降、市場環境が非常に悪化して、20年度も世界的な経済危機ということで更に悪化する見込みとなっております。

このような累積欠損金を前提としまして、付加共済金の支給率について御審議いただきたいと思っております。

資料2の方になりますけれども、今回御審議いただきます付加共済金の支給率につきましては、小規模企業共済法の一部改正に伴う経過措置に関する政令第7条によりまして、毎年度、前年度末までに経済産業大臣から中小企業政策審議会の意見を聞いて定めるという扱いになっております。

そのため、この資料の3ページ目に諮問が付けてございまして、経済産業大臣から中小企業政策審議会岡村会長あてに、21年度に係る支給率についての意見を求めるというような諮問が出ています。その諮問に係る答申案につきましては、中小企業政策審議会令第6条6項に基づきまして、当部会の議決をもって中小企業政策審議会の議決となりますが、これを受けて、同審議会運営規程第6条に基づきまして、中小企業政策審議会岡村会長から正式に答申として二階大臣あてに提出されることになっております。

それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。1ページ目をごらんください。

まず、共済金の支給につきましては、平成8年度以降、予定利率に対応する「基本共済金」に当期の収支状況に応じた「付加共済金」を上乗せする「二階建方式」になっております。「基本共済金」につきましては1%の予定利率ということで定まっておりますが、「付加共済金」については、今、申し上げましたように、毎年度、中小企業政策審議会の意見

を聞いて経済産業大臣が定めることになっています。

「支給率の算定方法」ですけれども、2に書いていますが、21年度の剰余金に相当する付加共済金の原資を全共済契約者が脱退したと仮定した場合に支給する仮定共済金の総額で割ったものが支給率の基準となる率でございます。

具体的には次のページに数字を入れてありますので、2ページ目をお開けください。

まず、付加共済金の原資ということで(1)のところ書いています。21年度の運用収入及び掛金の収入が6,262億になります。これから支払いに当てる部分としまして、21年度の共済金の支払いに当てる額6,739億を控除いたしまして、更に責任準備金の積み増し部分ということで、今回は戻入になっておりますけれども、マイナスの626億円、これに20年度末の推定値でございます剰余金を加えたものということで、今回はマイナスの1兆円強ということになります。これを合計いたしまして、トータルでマイナス1兆124億円ということになります。原資がマイナスになりますので、結果的には付加共済金の原資としてはゼロというような扱いになろうかと思えます。

他方、(2)の仮定共済金の総額につきましては、21年度にすべての共済契約者が仮に脱退したことを想定して支払うことになる共済金の額になりますけれども、これが7兆5,503億になります。これで先ほどのゼロのところを割るということになりますけれども、実質ゼロにせざるを得ないというような状況でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○足立部会長

それでは、ただいま説明のありました小規模企業共済制度の現状及び平成21年度付加共済金支給率につきまして、御意見、御質問等ありましたら、お願いいたします。

資料1の3ページの横線の黒い右上がりの線は何でございますか。

○奈須野室長

ゼロのところをプロットしたものでございます。水面上に出ているか下がっているかわかるように横線を引いたものでございます。

○足立部会長

どうですか。御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見もないようですので、もし御異論がございませんでしたら、平成21年度の付加共済金支給率につきましては、ゼロとすることが適当であるということで当部会の議決といたしたいと思えますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○足立部会長

どうもありがとうございます。

それでは、中小企業政策審議会運営規程第10条に基づき、本議決を中小企業政策審議会会長の同意を得た上で中小企業政策審議会の議決とし、経済産業大臣への答申とさせていただきます。

続きまして、議題2につきまして、佐藤財務課長より御説明願います。

○佐藤財務課長 財務課長をしております佐藤と申します。恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

資料3を開けていただけますでしょうか。「小規模企業共済制度検討小委員会の設置について」とございます。この経営安定部会の下に小規模企業共済制度検討小委員会を設置していただいて、加入対象者範囲の見直しについて集中的に検討を進めていただきたいということで設置をお願いしたいという趣旨でございます。

これはどういったことかということでございますが、参考の「小規模企業共済制度の今後のあり方について」昨年の3月10日、本部会において報告をいただきましたが、一言で申し上げますと、ここ数年、中小企業庁等が非常に力を入れてやっておりました事業承継の問題がございまして、その関連で、事業承継の円滑化ということも踏まえて、本人のみだけではなくて、共同経営者としての家族専従者も加入資格を認めるべきではないかという意見を、この部会でも、外の中小企業団体等の方からもかなりいただきました。それで、昨年3月10日の部会といたしましては、引き続き検討を加えていくことが必要であるというような答申をいただいているところでございます。

2ページ目を見ていただいて、加入対象者範囲の見直し、それも事業承継円滑化を図る観点ということから、一見当然のような感じもするんですが、実際に見てみますと、相当論点を伴うところでございまして、そう簡単にイエス、ノーと出るような問題でもなく、昨年3月10日の部会では引き続き検討が必要というふうに出していただいたと認識しております。

論点を細かく見ていただきますと、専門家の先生方の意見も十分拝聴する必要を感じまして、是非とも小委員会の設置をお願いしたいということでございます。

それでは、具体的な論点が何かというのが2ページの3で、これも一部でございますが、書かせていただいております。勿論、検討項目で、先ほど室長の方より御説明させていただきました繰越欠損金、更に加入対象者の範囲を広げたときに、この繰越欠損金がどのようになるかという共済財政収支シミュレーションも必要なんですが、まず、そもそも加入対象者範囲の見直しをどう考えるかということをお小委員会で考えていただきたいということとあります。

3の「(1)新規加入者の範囲」ということでございます。単純に後継者の加入を認めるということではありますが、まず、そもそもこの共済制度は退職金制度で、老後でございますとか、廃業した場合とか、後継者がいない場合とか、金銭的に大変であればあるほど重く給付をすることになっておりますが、自分の子供等に事業承継をした場合にも共済金の支給を認めるとなると、制度の目的がこのままの在り方でいいのかという話がございまして、新しい目的を追加することの適否という、非常に大きいそもそも論を、まず1つ、最初の論点から出るというふうになっております。

それと、単純に「後継者」というふうに申し上げましたけれども、個人事業者の方です

から、その場合、後継者というのをどのように制度として規定をするかということであり  
ます。これが会社でありましたら、会社法上の役員とか、そういったところでメルクマー  
ルが出やすいということがございますが、個人事業者としての後継者というのを、実際、  
制度としてどのように位置づけるかという問題がございます。

下の○でございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、一層充実させる観点か  
ら、実質的に経営に従事している者の加入を認める場合、その者を「後継者」と整理して  
加入を認めるのか、「共同経営者」として加入を認めるのかという問題がございます。

「共同経営者」とする場合、例えば、共同経営者になっている方で納税名義人でない場  
合は、税法上、個人事業主本人の所得の計算上、経費算入、給与として、まさしく従業員  
的にお金を払っているわけでありますが、このように税法上雇い人的に位置づけられてい  
る方を「共同経営者」と位置づけて、小規模企業共済制度の方で扱い得るのかどうかとい  
う論点がございます。

また、先ほども「後継者」のメルクマールが実際は難しいという話を申し上げましたけ  
れども、「共同経営者」も同様でありまして、営業許可の名義人、例えば、たばこ屋さん  
みたいなところで、夫婦2人とも営業許可の名義人であるとかいったような場合はメルク  
マールとしてつきやすいということがございますが、そうでないような場合、そもそも「共  
同経営者」のメルクマールも「後継者」と同じように、制度として位置づけるのは難しい  
のではないかという論点がございます。実質的に借入れの際の保証人になっていること、  
こういったものがメルクマールとしてなじむのかどうかといったような論点がございます。

また、「後継者」であれ「共同経営者」であれ、そもそも新規に加入を認める者は親族  
に限るのか、非親族もいいのか、1人にするのか、複数でもいいのか、個人事業主本人が  
既に加加入の場合に限定するのか、属性そのもの、継続的な担保、そもそも加入するときは  
「後継者」「共同経営者」であっても、それをずっとだれがどう見るのか、変わってしまった  
場合どのようにするのかといった保証的なものも、これらが全部論点になり得るとい  
うことがございます。

3 ページは共済事由です。先ほど申しましたけれども、現在の共済金の支給事由は、廃  
業・退職・老齢時が原則でございます。「後継者」又は「共同経営者」に加入資格を認め  
た場合、共済金が支給されるのは廃業・退職・老齢時だけなのか。例えば、事業を承継し  
た「後継者」に共済金を支給するということになる、現行の支給事由である廃業にも退  
職にも老齢時にも該当しない場合に共済金を支給するということになります。

共済金を払うだけなら、ある意味だと何の問題もないんですが、支給される共済金の税  
法上の取扱いについては、事業承継控除的なものを設けないと課税されるということにな  
って、そうなるともそもそも事業承継時に共済金を出しても、もらう人もいなくなるとい  
うことになる。そうすると、共済金に係る所得控除を税法にどのように位置づけて、どのよ  
うに考えるかという全く違う問題も出てくるということがございます。

当然のことながら、税法で最も問題になりますのは掛金の取扱いということでもあります。

これは端的に昨年末の税制改正大綱のところで、何が決まったというよりも、今後の検討事項のところで、これに関しても扱われておりまして、傍線のところで「今後、各制度における加入対象者範囲の見直しが行われる際には、新規加入者の制度上の位置付け等を勘案し、その掛金等の税制上の取扱いについて措置する。」と書いてありまして、どういった方が、どのような金額の掛金の場合、どのようにするかというのは全然書いていなくて、税制上の取扱いは、勘案することはするが、どこまでつき合っ、何をするかということが全然ないという状況でございますので、端的に言えば、ここにあります7万円をどういうふうにするか、「後継者」「共同経営者」に関する掛金をどのように設定するかというのを、これは白地から議論をしていただく必要があるということでございます。

それと、御案内のように、これは厚労省の所管でございますけれども、中小企業退職金共済制度がございます。この制度においては、家族以外の従業員がいない場合の家族従業員や配偶者は加入できないというふうになっておりまして、家族従業員や配偶者の中には、小規模企業共済制度にも、中小企業退職金共済制度にも入れずに宙ぶらりんになっている方がいるわけでございます。

仮に両方で入れるという整理になった場合も、では実際どちらに入るのかということになりまして、今、申し上げた掛金の取扱いで二重に入るということになりますと、当然整理が必要ということで、逆に言うと、両方で加入対象者を広げた場合というのは、その関係も整理をしなければいけないという問題が別途出てくる等々、単純に加入対象者の範囲の見直しということだけでも論点が相当出てくるということで、小委員会を設置していただいて、集中的に御議論をお願いしたいということでもあります。

私からは以上です。

○足立部会長

そうしましたら、ただいま説明のありました小規模企業共済制度検討小委員会設置につきまして、御質問ありましたらお願いいたします。

御質問ございませんか。よろしいですか。それでは、中小企業政策審議会運営規定第13条に基づき、経営安定部会の下に、小規模企業共済制度検討小委員会を設置し、別紙の委員の方々に集中的に御検討いただくことにしたいと思います。

また、昨年3月の経営安定部会において「小規模企業共済制度の今後のあり方について」のとりまとめの中心になられた浅野先生に小委員会の委員長に御就任いただきたいと思っております。浅野先生、よろしくお願いいたします。何かありましたらどうぞ。

○浅野臨時委員

特にございません。

○足立部会長

続きまして、議題3につきまして、資料4につき事務局、資料5につきまして、先ほど説明しましたように、中小企業倒産防止共済制度研究会の近藤隆司委員から御説明願います。

○奈須野室長

それでは、事務局の方から、資料4について御説明申し上げたいと思います。

制度の見直しの前提といたしまして、中小企業倒産防止共済制度の現状について、まず御説明したいと思います。1ページ目をごらんください。

本共済制度は、中小企業者が取引先の倒産により売掛債権等が回収困難になり連鎖倒産するというような事態を防止するため、掛金を積み立てていただきまして、その10倍の範囲内で貸付をするというような制度でございます。

加入者は現在29万人、掛金は月々5,000円～8万円の範囲で320万円まで積み立てることが可能でございます。掛金は、これも損金算入、あるいは必要経費扱いということになっています。取引先が法的倒産や銀行の取引停止処分になった場合、被害額、または掛金の10倍のいずれか少ない額について、無担保、無保証、無利子で貸し付けるということになっています。償還期間は5年です。

ただ、貸付を受けた場合は、その掛金について、権利消滅という扱いになります。この部分については、例えば、掛金の権利を一旦行使して貸付を受けた場合、それ以降の貸付、あるいは解約した場合の掛金の権利がなくなるというようなことでございます。権利消滅の部分につきましては、この制度では金融審査をしないということもございまして貸倒れ費用の発生が避けられませんが、この部分についての費用に当てているということもございます。

次のページをごらんください。加入者・在籍者の状況です。加入者については、棒グラフと折れ線グラフで書いています。昭和61年度をピークに減少傾向にあり、最近では増加基調にあります。平成20年度の4～12月で見ますと、昨年の1年間の4～3月の件数を上回っているというような状況でございます。

在籍者につきましては、平成7年度をピークに減少傾向です。

次のページにつきましては、貸付の状況を示してございます。新規貸付の状況につきましては、折れ線の倒産の状況の数字が書いています。倒産件数と、棒グラフのピンクのところは貸付の件数ですけれども、当然のことながら、ほぼ同様の動きを示してございます。最近の倒産件数の伸びが、特に平成20年の4～12月で見ますと、前年度比で約112%ということで、非常に伸びているわけですが、これを上回るような勢いで貸付が伸びています。金額ベースですと、4～12月で365億となりますけれども、これは対前年比で見ますと162%、件数で見ましても149%と非常に増えています。

次のページをごらんください。延滞債権の状況ですけれども、金融審査をしないということもあり、延滞につきましては、貸付の残高に応じて減ってはいますけれども、延滞の比率という意味では非常に高い水準になっています。最近では40%台となっています。

最後のページが回収率の状況ですけれども、制度創設時は90%台ということで高かったわけですが、最近まで、累計で見ますと85%程度の回収率にとどまっております。

現状の説明は以上でございます。

引き続き、制度の改正の検討状況について、近藤先生の方から御説明をお願いします。

○近藤教授

本日は、山本委員に代わりまして御報告申し上げます。

資料5をごらんください。まず、1ページに、経緯、主な検討事項、研究会のメンバーの一覧がございます。

主な検討事項としては(1)～(3)にあるとおりでございまして、それぞれのアウトラインにつきましては2～5ページまで、そして参考資料として6～7ページがございます。

主な検討事項は3つでありまして、1つ目が、共済金の貸付額であります。これに伴いまして、掛金の額とか、積立期間、あるいは償還期間という付随問題もございます。

第2点は、共済事由の拡大でございます。

第3点は、先ほど出ました共済貸付金の10分の1の権利消滅と、完済した場合の手当金の問題でございます。

そのほかにもいろいろと検討事項はありましたが、大きくこの3つが主なものでございます。

では、2ページをごらんください。2ページは、第1の主な検討事項であります共済金の貸付額でございます。現行の制度は、貸付の限度額が3,200万円イコール掛金総額の10倍となっております。そして、掛金は限度額320万円、積立期間は40か月となっております、③として、償還期間は5年、ただし最初の6か月は据え置きされますので、4年6か月となり、毎月均等償還となっております。

その中でもスタートラインとなりますのは論点①のところでございます。貸付限度額の引上げの問題であります。すなわち、現下の経済情勢に照らして、連鎖倒産防止の更なる実効を上げるため、貸付限度額を引き上げるべきではないかという観点からの問題でございます。

なお、アンケートというのがありますが、申し上げるのが遅くなり、申し訳ございません。この制度見直しの検討に当たりましては、アンケート調査を実施しております。1ページの1の経緯のところでございます。これは、共済加入者、それから、共済に入っていない未加入者、それぞれ1万人を対象としたものを実施しております。そのアンケート調査のうち、加入者の23%がこの貸付限度額の引上げを希望しているとのことであります。

そこで、検討状況であります。貸付限度額の水準については、これまで回収困難額を基準として考えてまいりました。その回収困難額とは、取引先の倒産により回収が困難となりました売掛債権等でございます。すなわち加入者の回収困難額ということでございます。

この回収困難額を共済金で全額カバーするという中小企業者の割合として、90%確保することを目安にして、これまで引上げを実施してまいったとのことであります。今まで2回引上げの実施がありまして、1つは、昭和55年に1,200万円から2,100万円に、また、

2回目として、昭和60年に2,100万円から現行の3,200万円に引き上げられております。

これを前提に最近の実績を見てみます。そうしますと、平成19年度共済金貸付実績においては、現行の3,200万円でも92.3%をカバーしております。

参考1の資料、この中では6ページにございます。6ページも併せてごらんいただきたいと思えます。6ページにございます参考資料1のうち、左側にあります図表1がそれでありまして、貸付案件の困難回収額の分布を見ますと、上から下へということ、その回収困難額がアップしている図でございますが、3,200万円までカバーできているのが全体の92.3%でございます。

続きまして、平成20年度上期の実績を見ますと、少々その数値は下がっておりまして、89.9%となっております。図表2をごらんください。やはり上から下に回収困難額がアップしている図でございますが、同じように見ますと、3,200万円以下の割合が89.9%となっているところでございます。

更に、これに付随して図表3がございます。これは平成19年度ということ、また1年戻っておるのですけれども、この図表3は、貸付を受けた契約者がおりまして、その方々の全回収困難額は一体幾らぐらいだったのかというところの図でございます。

こういうふうにも、もしかしたら複数ある、回収困難額がアップするということになってしまいます。それに照らして見ますと、現行の3,200万円という基準で見ますと、86.4%というように、更に数値が下がることとなります。そこで、これらの数値を見ますと、現行の3,200万円というのは、見直す必要がなお存在すると考えております。

そこで、資料2ページの最後に戻りますが、今後の検討課題といたしましては、貸付限度額の引上げにつきましては、更に平成20年度の貸付実績等を踏まえて、具体的な引き上げ幅を検討していこうということが現状でございます。

続きまして、3ページをごらんください。これは仮の話になります。仮に貸付限度額を引き上げた場合には、掛金の額等にも影響が及ぶこととなります。そこで、論点②と③がございます。

最初に、論点②でございます。貸付限度額を引き上げた場合には、その10分の1の掛金限度額も引き上げることとなります。その際、掛金月額限度額と積立期間をどのように設定すべきかという問題が生ずるわけでございます。

検討状況としましては、最初に、貸付限度額の引き上げに伴って掛金限度額を引き上げる必要があるが、この際、掛金月額限度額を引き上げる一方で、積立期間を短縮したいというニーズもございます。積立期間を短縮するということは、早期積立が可能となるわけで、そうなれば、できる限り早く貸付を受けることになるというメリットがございます。

そういった必要性和ニーズがございます関係上、掛金月額限度額及び積立期間をどのような組合せにするかということが課題となります。換言するならば、一律的な方法のみならず、加入者のニーズに合わせて幾つかの組合せを設けてもいいのではないかということでございます。

他方で、掛金につきましては、現在、税務上、全額損金算入、または必要経費扱いとなっております。そこで、もし掛金について、その限度額を引き上げた場合には、税制上の取扱いを検討する必要も出てくるわけでございます。

現在の状況は以上ですので、今後の検討課題につきましては、掛金の月額限度額の引き上げ及び積立期間の短縮について、どのような組合せが適当か、幾つか存在するでしょうから、その中で妥当だと思われるものを抽出していく具体的な水準を検討していく方向でございます。

論点②につきましては、以上でございます。

続きまして、論点③でございます。貸付限度額を引き上げた場合には、月々の返済負担が現状のままでは過大になります。そうしますと、加入者の負担増にもつながるわけでございますから、これに伴いまして、償還期間を延長すべきではないかという議論が登場するわけでございます。そこで、現行と比較しながら、どうなのかという方向に話が進むこととなります。

まず、検討状況の1つ目の矢印は現行の状況でございます。現行の貸付限度額 3,200 万円を現行の償還期間 5 年、先ほど報告しましたとおり、6 か月据え置き、4 年 6 か月イコール 54 か月の均等償還ということで返済する場合には、1 か月当たり最大返済額は 59 万円となります。この 59 万円が1つの大きな基準となると考えます。

そこで、次の矢印でございます。もし貸付限度額を引き上げるといことになると、中小企業にとって返済の負担が大きくなる可能性がありますので、その負担が過大なものにならないように、償還期間を延長する方向で検討すべきであると考えております。ただし、月々の返済額が少ないということになればなるほど返済が滞るリスクは低くなると思われます。しかし、その一方で、返済期間が長くなることとなりますので、それに伴うリスクが高くなりますから、収支に与える影響を考慮する必要も存在するわけでございます。

そこで、例示といたしまして注をごらんください。現在の貸付額 3,200 万円を前提といたします。これを引き上げるとい方向で検討しているわけですが、この 3,200 万円のままでならしたらこうなるという数値でございます。

もし償還期間を 7 年ということにいたしますと、償還月額は今現在の 59 万円に対して、約 3 分の 2 の 41 万円となることの負担減となるわけでございます。

また、現行の 2 倍の 10 年の償還期間とする場合には、2 分の 1 以下の 28 万円となるわけでございます。

このようなところにつきましては、償還期間が何年になるかというのはまだ決定しているところまでにはございませんが、このような幾つかのパターンを比較しながら、どの辺りが適当かということになるかと思えます。

そこで、今後の検討課題につきましては、償還期間の延長について、リスクを考慮し、具体的な負担を検討していく方向でございます。

続きまして、4 ページをごらんください。2 つ目の大きな論点でありまして「共済事由

の拡大に関する検討」でございます。現行の制度におきましては、共済事由は、取引先が倒産し売掛金債権等の回収困難が生じることとされております。

ここにおける倒産というのは大きく2つございまして、1つが①破産手続開始等のいわゆる法的倒産の申立てがされた場合でございます。もう一つが②のいわゆる銀行取引停止処分でございます。現在は、大きく2つの累計に限定されております。

そこで、これに関する問題として生ずる論点は、共済事由として、法的倒産以外にも、いわゆる私的整理というのがございますし、また、倒産ではございませんが、売掛金債権等の回収困難というのは自然災害においても生じることがございますから、こういった私的整理や自然災害につきましても共済事由として追加するという要望がございます。そこで、このような事例につきましても共済事由として追加するイコール拡大すべきかどうかを検討してまいりました。

なお、（注）といたしまして、アンケート調査によりますと、特に私的整理につきましては、加入していない人イコール未加入の人の3割が、この私的整理による回収困難を経験しておるとのことです。また、共済事由に追加されたならば、この共済に加入したいという人が29%いるというデータが存在しております。

そこで、これらの私的整理、あるいは自然災害の追加という観点につきまして検討状況を御報告いたします。

検討状況の1つ目の矢印が私的整理でございます。私的整理につきましては、法的整理と同様の経済実態があります。そこで、共済事由として拡大する方向で考えるべきであるとして検討を続けてまいりました。

ただし、その一方で、この共済金の支払いを申請する者、また、この制度を運用しております中小企業基盤整備機構にとりましても、簡易迅速な審査で貸付実行を行う必要がある。すぐにその貸付が行われなければ、結局のところ、申請者の利益にはならないからでございます。そういった本制度の制度趣旨にかんがみまして、これらを共済事由として拡大するには、どうしても客観的かつ明確な基準の下で、形式的な審査で適正なものとして特定できるものについて対象にすべきであると考えております。

言い換えるならば、現行の制度は大きく2つあるわけございまして、この2つの累計はともに形式的な審査で適正な判断ができるということでございますから、これとの比較におきまして、私的整理につきましても、その中で同様にとらえられるものをピックアップしていこうということでございます。

さて、その際、私的整理の実態が問題になるわけでございます。私的整理の1つのデータとしまして、7ページにございます図表4をごらんください。上から、会社更生法、民事再生法、破産、特別精算とありまして、法的精算があります。これが1つ目の累計でございます。次に、銀行取引停止とあるのが2つ目の累計でございます。そして一番下に他の私的整理として、平成20年におきましては、倒産件数が401件、ここでの全体からしますと2.6%という、数値としては少数なのかもしれません。

ただし、この図表の一番下の注にあるとおり、他の私的整理というものにつきましては、すべての私的整理ではございませんので、そもそも私的整理の概念が明確でございませぬし、すべての私的整理を日本全国的に把握するというものではございませんので、実際にはこの数値よりもはるかに多いということでございます。

さて、このように、私的整理の実態というのはデータの的にもなかなか明確なものでもありませんし、また、会社等を精算する、あるいは再建するという方向性もあつたりして、その中身につきましても明確ではございません。すなわち、私的整理の実態というのは必ずしも明確ではありません。そこで、実態調査をしてみました。その実態調査というのは、先ほど申し上げましたアンケート調査とは別でありまして、私的整理に携わりました弁護士さん等にヒアリング調査を行う等したものでございます。

そこで得られた情報として、このような点が基準の1つとなるのではないかというのが括弧にございまして、1つが、その私的整理に代理人として弁護士が関与しているかどうかとか、あるいは、私はもう倒産しましたという支払停止の通知をしているかどうか、あるいは債権者を前に債権者会議、あるいは債権者説明会を開催しているかどうか、あるいは、ここで作成される資料はどういうものがあるのかないのかというのが幾つかピックアップしてまいりました。

これらの実態調査を踏まえて、何が存在するのであれば、とりわけ①の法的整理と同様の評価ができるか、そして、手続の公正さを担保するため、どういう条件を付すべきか、そしてまた機構がどういう資料で倒産及び回収困難額の事実認定ができるかなどを検討していく必要があると考えるに至りました。

もう一つは、いわゆる自然災害につきましてですけれども、これにつきましては、連鎖倒産防止という本共済制度の趣旨には合わない、また、ほかに復旧支援制度が利用可能である、こういった大きく2つの理由から、共済事由として追加するのは不適當であると考えに至りました。

そこで、今後の検討課題としましては、とりわけ私的整理の方に重点を置くことになるわけにございまして、これまでの実態調査を踏まえて、どのような要件、あるいはどのような手続、資料を満たせば共済事由として追加するのにふさわしいかどうか、更に具体的に検討していくところでございます。

最後に3点目として、5ページ目をごらんください。「共済貸付金の10分の1の権利消滅と完済手当金に関する検討」でございまして。

まず、①としまして、共済金の貸付を受けた場合、共済金貸付額の10分の1に相当する掛金の権利が消滅するという点でございまして。

もう一つが②でありまして、権利消滅の負担権限として、将来の財務状況を推計して余裕財源が生じると認められる場合、共済金の貸付を受け、償還期日どおり完済した者には、完済手当金を支払うという点でございまして。こちらにも権利消滅が影響してくるということでございまして。

そこで、論点といたしましては、現在の経済情勢におきましては、掛金の10分の1の権利消滅を軽減すべきではないかという点でございます。仮に軽減しないとしても、中には繰上償還するという人もございます。住宅ローンの繰上返済のように考えますと、その実質的な負担は更に重くなると考えられます。そこで、この負担を軽減すべきではないかという点も生じてくるわけでございます。

検討状況は、大きく矢印3つのおりでございます。最初に、本制度は掛金の10倍まで無担保、無保証、無利子で貸し付ける制度でございます。そのため、貸倒れに伴う費用の発生は避けられません。この費用はまさに掛金の権利消滅分、そしてまた運用益を充当するという点で行われております。

先に資料8ページにございます図表5をごらんください。図表5は、平成10年度～19年度まで10年間を合算したものでありますが、貸付資金に対する回収等の状況でございます。回収等の状況を見ますと、平均貸付額に対して83%が回収されております。そして、貸倒引当金の原資として10%の権利消滅が充当されております。そして、運用益による充当が4%でございます。現在のところは3%程度の資金が不足しているということでございます。

なお、ここでの運用益というのは、年間貸付に対する運用資産の割合5.4倍に10年平均利回り0.68%を掛けたものでございます。

このように10%向上分としての権利消滅を充当したとしても3%の不足が生じている現状でございます。そこで、現行の10分の1の権利消滅を軽減することは、少なくとも現在においては困難ではないかと考えるところでございます。

次に、2つ目の検討状況でございますが、負担軽減の方法といたしましては、共済貸付が少ない、貸倒れが少ないなどにより、収支が将来にわたり均衡を保ち、余裕財源が生じると認められる場合には、償還期日どおりに完済した者には、完済手当金を支給することにより対応することになっております。このような制度も一方で存在しているわけですから、10分の1の権利消滅を軽減することはなおのこと困難というよりは、むしろ、この完済手当金でカバーすべきものであると考えるところでございます。

最後に、3つ目の矢印でございますが、繰上償還した場合の件でございます。この場合にも一律に共済貸付金の10分の1の権利が消滅してしまいます。そこで、償還期限どおりの償還者に比べますと、その実質的な負担は大きくなりますので、何らかの負担の軽減が必要と考えます。

8ページの図表6、繰上償還した場合の負担ということで、現行が左側のおりでございます。数値は入れておりませんが、すぐに返済すると負担が大きく、長く返済すればするほど10分の1になっていくというようなイメージとしてとらえてください。これを変えて、いつ返済いたしましても、この負担の割合が同じになる。あるいは、同じとならなくても、同じ方向に持っていくべきではないか、そういう調整をすべきではないかということでございます。

このように、今後の課題としましては、専ら繰上償還に集中しておりまして、償還期間内のどの地点で償還しても、実質的には負担に差がないように負担を軽減するよう、具体的な方法を検討していく方向でございます。

以上でございます。

○足立部会長

近藤委員、どうもありがとうございました。

それでは、先ほど申し上げましたが、忙しい国会の日程を割きまして、この場に長谷川榮一中小企業庁長官がおいでくださいましたので、一言ごあいさつを願いたいと思います。

○長谷川中小企業庁長官

長谷川と申します。

私が皆さんに無理をお願いしているのに、遅れて参って、丁寧に御紹介いただきまして恐れ入ります。

今の経済情勢を半年前に予期した人がどのくらいいるかよくわかりませんが、まだ先がなかなか見えにくい状況で、多くの方が大変不安に駆られている面があると思います。

この制度は大変歴史がある制度で、しかも、この制度に入っておられる方々は、まさにこういうときこそ、ある種のバッファーという言葉がいいかどうかわかりませんが、リスクの緩衝材、そういうこともあってお入りになっているのではないかと考えております。そういう意味で、この制度を、使える財源といいますか、掛金といいますか、それを一番有効に使えるように、最もニーズといいますか、要請が高い時代だと思っています。

そういう中で、今回、足立部会長さんを初めとしまして、係数は勿論ですけれども、法律学、更には中小企業の皆様の実態を知っている方、税理士さん、大変広範な分野からお越しをいただきましたことを大変感謝申し上げます。

こういう制度ですから、そんなに短兵急に結論を急いでいいのかという面もありますが、逆に今、このニーズが非常に高いと思いますので、近藤さんのお話を聞いていて、大変感謝申し上げますけれども、むしろ、こういうような論点をわかりやすく、そして有識者、委員の皆様のみならず、ある種のトレードオフというのは必ずこういうことであるのだということをわからしめた上で有効活用することが大変大事だと思いますので、是非お力をおかしていただければと思います。

今日は大変遅れてまいりまして先に失礼するので甚だ失礼だと思いますけれども、お許しいただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○足立部会長

ただいま、この部会の担っております大変重い職責についてお話しいただきました。どうもありがとうございました。

それでは、資料4と5に基づいて御説明のありました中小企業倒産防止共済制度の現状及び検討状況について、御意見、御質問等ございましたら、お願いします。

最初に、資料4につきまして、いかがでしょうか。

そうしましたら、部会長として事前に資料をいただいて目を通しておりましたので1点、資料4の4ページの図の平成14年当たりから、比率と額がある意味で乖離してまいります、それについて若干の御説明をいただけますでしょうか。

○奈須野室長

わかりました。平成12年まで、いわゆる延滞債権については、6か月の延滞のものについて計上されていたわけですが、12年以降、6か月の延滞だけではなくて、企業会計の原則を取り入れまして、リスク管理債権ということで、貸倒れ懸念債権とか、破産更生債権、これらを計上してございます。具体的には、貸倒れ懸念債権としましては、6か月以上の延滞、あと、条件変更して2か月以上の延滞のものがネットでプラスになってございます。ですから、今までは6か月だったものが、2か月以上の延滞のものまで加わって、率が高くなってございます。

○足立部会長

どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○荒牧委員

資料4、5の貸付回収率のところですが、貸付が半年間据え置きということですが、ということは、貸付が発生してから、回収率という点では、必ず半年間は無回収ですか。

○奈須野室長

残りの54か月間が返済期間に当たります。

○荒牧委員

そうすると、絶対に100にはならないということですか。

○奈須野室長

全額回収したとしてもということですか。

○荒牧委員

半年間の据え置きがあるということは、その分に関しては半年後でないと回収が始まらないということですね。

○奈須野室長

分母の方に償還期間に当たる債権の額を持ってきまして、分子の方に実際に回収のあった実額を入れております。

○荒牧委員

半年間が終了した段階で初めて分母に入れ込むということですか。

○奈須野室長

残りの54か月の間に返済があったものを分子の方に計上しております。分母の方は、54か月に償還すべき債権の額を計上してございます。

○中小企業基盤整備機構和田理事

その年に本来返ってくるべき額、つまり、その年の最初に借りると6か月後まで返す必要はないのですけれども、そうすると、7月～に返ってくるべき額が分母で、実際に回収できたのが、そのうちの85ということで、延滞になったりしたときの取扱いは若干違うのですけれども、基本的には、その年に本来回収すべき全額だったら100だけれども、分子は85しかないということです。全部返ってきたら100になります。

○荒牧委員

貸し付けてから半年過ぎていないものは分母には入ってこないということですね。

○中小企業基盤整備機構和田理事

乗らないです。そういうことです。

○荒牧委員

ありがとうございます。

○足立部会長

ほかにいかがでしょうか。

そうしましたら、資料5も含めて、御意見、御質問ございましたら、どうぞ。

○眞柄臨時委員

1点お聞きしたいのですが、現行制度の貸付限度額を増やすということですが、これができるば非常に助かる人もいるかなと思うのですが、現状で、限度額に近く借りている方と、そうではない小口の方との延滞率はどうですか。例えば、3,200万ぎりぎりのところまで借りている企業が滞る率が高いとかですね。

○奈須野室長

金額ごとに延滞の状況を調べてみますと、一般的に少額の方が、回収率90数%とか80%の高位の方に位置しておりまして、高額の方はやはり返済が滞る場合が多いです。

○眞柄臨時委員

そうすると、限度額を増やした場合に、全体の延滞率がどういうふうになっていくかというのをどこかシミュレーションなさっているのだと思いますけれども、その辺が結構かぎになってくるのかなと思います。

○奈須野室長

そういう意味で、先生の方から先ほど御説明ありましたように、月々の返済額を少なくすると比較的延滞する割合が低くなるかとは思いますが、償還期間を延ばしてしまふとリスクが高まるという両面がございますので、それを併せて検証する必要があるかと思っております。

○眞柄臨時委員

償還期間と貸付限度額というのは、多分、償還期間を長くすると、その間に2回3回となりますから、また限度額を増やさなければという話にも関連していつてしまうのではないかとということが考えられます。

○奈須野室長

実は、この制度、貸付を受けたあとも、一旦権利消滅しますけれども、引き続き掛金を納め続けていただいて、現状ですと320万まで積み立てていただくというのが並行してございますので、複数の倒産等に対応できるように、引き続き掛金を納めていただくというのがこの制度のお願いというか、制度設計になっております。

○足立部会長

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○眞柄臨時委員

何度も済みません。この共済事由の拡大のところですがけれども、随分前から一番悩ましいというか、難しいところでして、先ほど私的整理の方法なども考えられているということで、ここのところは非常に大変だろうなと思う。

もう一つ、もしこれが検討できるのであればチェックポイントにさせていただきたいというのは、今回は連鎖倒産を防止するということですから、直接的に自分のところの取引先が倒産した場合の資金手当ですがけれども、現実的に今、連鎖倒産が非常に厳しくなってきたのは、自分の取引先の取引先が破綻して、その破綻からお金がもらえなくて、自分のところに資金の支払いが遅れてくるという、その前の段階の状況があるのです。その前のつなぎというのが手当てできると、これは非常に有効かなと思います。

例えば、倒産した会社の連鎖の危機がある会社、そこの取引の状況がはっきりした場合に、なおかつそれに伴う支払いが今、滞っている、延ばしてほしいというのがきているという場合には、その延びた期間の間だけつないであげるといようなことが、この世界でいくと、共済事由の拡大ということにもなりますし、現実には、もうちょっと早い時点から連鎖倒産を防止するということでは有効になり得るのではないかな。そういう考え方もあるのではないかな。

○足立部会長

いかがでしょうか。

○奈須野室長

今回は特に共済事由として幾つかの事由に限定されております。それは因果関係が客観的に明確なものを対象ということになりますので、今、御提案のように、取引先の更に先、更にまたその先となると、因果関係の立証は非常に難しくなるのではないかと感じております。これが通常の融資機関のように金融審査をメインにやるところであれば、そういう因果関係は関係なく融資の条件設定というのは可能かとは思いますが、金融審査なしで、倒産の事実、倒産の因果関係が明確なところについてだけ審査をさせていただきますので、因果関係の部分について、どこまで緩められるかというのは非常に悩ましいところだと思っております。

○足立部会長

先生、よろしいですか。

○近藤教授

現在のところは私的整理に焦点を絞っております。今のお話は、いわゆる連鎖倒産ということで、1つクッションを入れた倒産の危機だと思います。その間にももう一つ、その取引先自体の倒産現象というのがございまして、一般的には単なる夜逃げというものも入ってくるかと思えます。そういった、いろんな事象も実は検討してまいりました。ただ夜逃げという1点につきまして、これが倒産という事象であったとしましても、これを倒産というふうにすぐに認定するのはやはり難しいということでございまして、認定ができる私的整理、その中でもどれだというのが現状でございまして、

○足立部会長

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○荒牧委員

10分の1の権利消滅のところですけども、繰上償還された方に対してインセンティブを与えるというところは、個人的には賛成ですけども、一方で、延滞者に関しては、現在、どういうペナルティーがあるのかお聞きしたいのと、延滞者に関して、10分の1一律ではなくて、もっと加重した形での権利消滅というのは制度として可能なかどうかを教えてくださいませんか。

○奈須野室長

まず、逆に遅延した場合のペナルティーということですけども、遅延利息ということで、たしか14%前後だったかと思えますけれども、ちょうどいするように制度上なっております。

あと、負担の軽減の方法として、仮に10分の1を15分の1とか20分の1にするのかということとか、あるいは逆に繰上償還をされた場合に、奨励金のような形で還元するのとかというような、いろいろ組合せとしてはあろうかと思えますけれども、今の回収率、あるいは貸倒れ率の状況からすると、10分の1の権利消滅の部分を軽減するというのはなかなか難しいだろうというふうな検討をいただいております。ただ、繰上償還された方については、この部分について、例えば多少なりインセンティブを与えるような形で、奨励金のような形で還付するのか、あるいは10分の1の権利消滅の部分を全額消滅させるわけではなくて11分の1にするとか、そういうことは、具体的な還元の方法としては、検討をこれから始めたいと思っております。

○荒牧委員

それは繰上償還された方ですね。そうではなくて、逆に延滞者に対して、10分の1以上の金額の権利消滅というのが制度上対応可能なかどうか。

○奈須野室長

10分の1が掛金の額そのものでございまして、それ以上いただくというのは、今、ま

さに遅延金利ということですのでいただいております。

○中小企業基盤整備機構和田理事

延滞利息をもらうということ。

○荒牧委員

そういう状態ですと、延滞利息も通常、入ってこないわけですね。

○中小企業基盤整備機構和田理事

今までは無保証、無担保だったのが、再契約して、保証人をつけて返すとかというふう  
に、普通の銀行とかで借りているような債権になってしまうということです。

○足立部会長

ほかにいかがでしょうか。

今も話が出ましたが、繰上償還の場合、実質的な負担に差がないようにというだけでは  
なくて、実は、貸倒れリスクの軽減に貢献している分だけ、もう少しインセンティブがあ  
ってもいいのではないかという気がいたします。

○中小企業基盤整備機構和田理事

今、何のメリットもないですが、繰上償還される人が結構いらっしゃって、年度を切っ  
て、その年度だけなので、全体はわかりませんが、金額でも9%、人数でいくと  
2~3%ですか、つまり、大きい額を借りている人が財務諸表をきれいにしたいというこ  
とかもわかりませんが、返されているので、そういう人は逆に実質金利がすごく高  
くなっていくということに今はなっているということです。

○足立部会長

ほかにいかがでしょうか。

もう一つ、私の方から、貸付限度額の御説明で、先ほど、資料5の6ページの表を紹介  
していただきましたが、基本的な検討の資料は、図表2であって3ではないということ  
ですね。2について、下半期のデータが入ったら、それをベースにする。たまたま上半期  
だけ見ていると、89.9ということは、カバー率の90の目標に非常に近いので、特に積極  
的に限度額を上げる理由が見つからないという理解でよろしいでしょうか。

○近藤教授

そういう側面もございます。90を基準にいたしまして、どの程度かけ離れるかというこ  
とでございますが、そもそも90というのが今までの前例でありまして、それに沿っていく  
と、90といっても、90プラスアルファ、どこまでかということになります。この資料はあ  
くまでも92.3というところから減りつつあるということでございますし、これがあくまで  
も第1の資料ということになるわけですが、それに付随するものとして図表3がございま  
す。

○足立部会長

どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日予定されておりました議事は以上で終了いたします。

本日は独立行政法人中小企業基盤整備機構の前田理事長にお越しいただいておりますので、ごあいさつをいただければと思います。お願いいたします。

○中小企業基盤整備機構前田理事長

部会長、どうもありがとうございます。中小企業基盤整備機構の理事長をやっております前田でございます。

私ども機構の任務といいますか、仕事は、中小企業と地域を活性化する、平たく言えばそれが仕事でございます。全国の9つの支部に職員の半分を割り当てまして、地域の状況、ニーズに応えられるようにしておるわけでございます。

本日、皆様方に御議論いただきました2つの共済制度のほかにも、各種の相談事業や中小企業大学校における研修制度とか、農商工連携のような新しい経営刷新に取り組む企業などの支援もあれこれやっております。あれこれやっておるのですが、本日、せっかく御指名いただきましたので、私どもがやっております2つの共済制度について、私の感じておるところを、半分以上感謝を込めて申し上げさせていただきます。

ただいま議論が進みました倒産防止の方でございます。これは、30年を超える歴史を持っておりまして、この間で貸し付けた金額は累計しますと既に1兆7,000億円ぐらいになっておりますから、相当程度お役に立っているのではないかと思います。

また、この不況期に入りまして、特に数10%というふうな、いろんな意味での貸付や件数の伸びが期待されております。お役に立っていると思うのですが、他方で、少し見方を変えますと、有意義な制度だとは思いますが、前回の改正が昭和60年で、もう大分前でございますから、20年以上前に改正されたままで、その後、改正になっておりませんので、そろそろいいタイミングかなと私どもも考えておりまして、御議論をいただいた上で適正な改正が行われれば大変ありがたいと思っております。

また、小規模企業共済の関係でございますが、これは倒産防止よりももう少し歴史が長うございまして、倒産防止が30年ぐらいだと言いましたけれども、こちらは44年ぐらいたっておりまして、昭和40年からやっております。小規模企業共済は退職金のようなものを積み立てるわけでございますから、金額も累計いたしますと7兆5,000億円ぐらいの、皆様方が積み立てたものをお返ししておるといいますか、相当な金額になっております。

ただ、この特徴はもう一つありまして、私ども実務的な立場から言いますと、倒産防止共済に比較いたしまして、平均17年間ぐらい入っていると思っておりますけれども、加入者の数が大変多くなっておりまして、今、124万人ぐらいいると思っております。ということは、制度改正の中身もそうですが、私ども実際に運用する立場から言いますと、100万人を超えるようなものがうまく実務的に間違いなく回転するといいますか、積み立てたお金が間違っ  
て変なところに行ったり、こうならないように、実務的な運用の立場というのが、もう一つ、内容のほかにございます。消費税などのときにも言われますように、簡素でわかりやすいといえますか、利用者に便利で、わかりやすく、簡潔なものがないかと、私ども実

務的な立場から思っております。

中小企業庁の方におかれましても、税制改正や、その他のいろんな複雑な解を解いていかなければいけないとは思いますが、理論的にずっと進めていって、制度的にこれは運用しやすいかどうかというふうな、7万円の限度額をどうするのかとか、それを個別にどうするのか、一体になりまして、追加された人が合わせて幾らなどといいますと、制度が非常に複雑になってまいりますし、実務的な立場をもう一つ、私どもも説明させていただきますけれども、お考えの上、いい制度、利用者が大変使いやすい制度になればいいと思っております、この両方の制度とも、現在、非常に活発に使われております。

ついでに余談のようなことを申し上げますと、最近、これを使った詐欺的なグループが出ておりまして、全然存在しないようなところが出て、入会金を払ったらこれに入れるとか、いろんなことを言われていまして、私どもは非常に迷惑しているでございます。人気が出ているというか、何というか、不況現象の1つだと思いますけれども、大変関心が高まっているところでありますので、是非よい制度になるように御議論いただければ、私どもも心からありがたく思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○足立部会長

どうもありがとうございました。

国際会議などに行きましても、中小企業というのはバイタルマジョリティーといいまして、一国の経済社会の活力を支える源泉であるという議論で共通理解があります。そういう意味でも、是非、部会でも意味のある結論に導きたいと思っております。

それでは、事務局の方から、今後のスケジュール等の説明がありましたら、お願いいたします。

○奈須野室長

両共済につきましても、6月ぐらいを目途にとりまとめをして、当部会に報告したいと考えております。したがって、次回の部会につきましても、それに合わせて後日また日程の調整をさせていただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○足立部会長

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。